

内閣府男女共同参画局「国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透に関する意見募集」に対する意見

2004年6月3日

日本弁護士連合会

「1 国際規範・基準の取り入れ・浸透等の重要性 (2) ア 男女共同参画社会基本法」について

本取りまとめでは、「国際規範・基準の取り入れ・浸透を図ることが、基本法上、国の重要な努力義務となっている」とする(3頁7行目)。

しかしながら、憲法第98条2項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定めており、締結した条約及び確立された国際法規の遵守は憲法上の国の義務であって、基本法上の努力義務にとどまるものではない。条約にはなっていない宣言、勧告等の取り入れ、確立された国際法規とまではなっていない国際規範・基準の取り入れは、憲法上の国の義務ではないが、本取りまとめが、締結した条約及び確立された国際法規の遵守が憲法上の国の義務であることを看過し、これを「国の努力義務」ととどまると位置付けていることは明らかな誤りである。

このような憲法上の国の義務の軽視が、本取りまとめが極めて不十分な内容にとどまることの根本的な原因であると言うべきである。

なお、国際規範・基準の取り入れ・浸透等を図るための具体的な方策を検討する際には、2003年8月の女性差別撤廃委員会の最終コメントにおいて「条約に関する認識を向上させるためのキャンペーンを行うこと」、「とりわけ国会議員、裁判官および法曹関係者一般を対象に行うことを勧告する」(22項)とされていることを重く受け止め、これを実行する必要がある。

「3 個別の国際規範・基準の取り入れ・浸透 (1) 女子差別撤廃条約 ア 間接差別」について

本取りまとめは、間接差別の解消に関し、「今後は、関係府省において何が間接差別に当たるかについての社会的合意の形成を図りつつ、対処を行っていく必要がある」とする(5頁27行目)。

しかし、我が国は1985年に女性差別撤廃条約を批准しており、批准から既に19年が経過している。また、1995年の第2回、第3回政府報告書に対する女性差別撤廃委員会の最終コメントにおいても、企業における昇格や賃金に関する間接差別に対処するための措置を報告すべきであると勧告されており、勧告から既に9年が経過している。これらの経緯に鑑みると、本取りまとめに記載された「今後は、関係府省において何が間接差別に当たるかについての社会的合意の形成を図りつつ、対処を行っていく」という対応は、遅きに失するものである。間接差別の内

容に関する社会的合意が得られていないことを理由として、女性に対する差別の定義を国内法に盛り込むことをこれ以上遅らせることは許されない。目標達成の期限を明確に定めて国内法の整備を進めるべきである。

また、国内法の整備と併行して、間接差別の意味と範囲についての認識を向上させるための方策を具体的に検討し、できるだけ速やかに実施するべきである。

「3 個別の国際規範・基準の取り入れ・浸透 (1) 女子差別撤廃条約 イ 女性に対する暴力」について

1. 配偶者暴力防止法の見直し

本取りまとめは、「同法案が成立した後は、改正後の配偶者暴力防止法を円滑に施行する必要がある」とする(6頁15行目)。

しかしながら、今国会において改正された配偶者暴力防止法(以下「改正DV防止法」という。)には、以下のとおり、更なる改正を必要とする問題点がある。単に改正DV防止法を円滑に施行するだけでは同法の趣旨を十分に実現することができないものである。

改正DV防止法は、保護命令を申し立てることができる「暴力」を「身体に対する不法な攻撃であって、生命または身体に危害を及ぼすもの」と定義し、身体的暴力に限定したため、保護の必要があっても、保護命令の申立ができない事例が多い。保護命令の申立要件である「暴力」の定義を広げ、精神的暴力、性的暴力においても保護命令が発令されるように改正すべきである。

この点、改正DV防止法においては、精神的暴力についても同法における暴力であることを確認する方向で改正されたが、保護命令については、いまだ従前どおり身体的暴力に限られており、なお見直し作業を継続してゆく必要がある。

改正DV防止法は、「配偶者(事実婚を含む。)」についてのみ保護命令の申立ができることとしているため、恋人からの暴力、同棲相手からの暴力に対しては、保護命令を申し立てることができない。改正DV防止法によって、以前は対象外であった元夫からの暴力についても保護命令の対象となったが、恋人や単なる同棲相手については改正後も対象外のままであり、更なる法改正が必要がある。

また、改正DV防止法では、暴力を受けている被害者の親族については、保護命令の対象とすることができない。暴力をふるう夫が妻の居所を探し歩き、子どもや親族に接触してきて、その際に、親族や子どもに対し脅迫したり暴力をふるうことも多いという実態がある。今回の改正により、以前は除外されていた子どもについては、保護命令の対象となることになったが、それ以外の親族(たとえば妻の親等)については、改正後も対象外のままであり、今後の改正が必要である。

保護命令のうち、退去命令については、改正DV防止法により従前の2週間から2カ月に期間が延長されることになったが、本来、暴力を受けた被害者である側が、生活の本拠地を捨てて転居を余儀なくされるという事態そのものが問題である。

2週間から2カ月という期間に延長されたとはいえ、たったの2カ月で夫婦間の問題が解決する可能性は非常に薄い。また、接近禁止命令については、DV事案の場合、6カ月内に離婚判決を得ることは、極めて困難であって、短すぎるという指摘が従前からなされていたが、改正DV防止法においても、この点は改善されていない。今後も見直し作業を継続してゆく必要がある。

保護命令の内容は、改正DV防止法においても、退去命令と接近禁止命令（つきまとい、徘徊の禁止）しかない。従前から、禁止すべき事項をつきまといや徘徊だけとするのは狭すぎるという指摘がなされていたが、改正DV防止法においても、この点は従来どおりの扱いとされた。実際のところは、電話、メールなどによる脅迫により、被害者は更に精神的に大きなダメージを受けている。禁止行為に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」第2条、第3条に該当する行為を含めるべきであり、更なる法改正が必要である。

改正DV防止法においては、従前から言われていた被害者の自立支援について、これを充実させる方向での制度の整備をし、その責任等について規定上明確化が図られることになった。しかし、その規定は未だ努力目標にとどまり、実効性あるものとは言い難い。更に人的、物的設備を充実する具体的な施策を盛り込む必要がある。

2．強姦罪

本取りまとめは、強姦罪の法定刑に関して言及するのみである。

しかし、強姦事件の審理においては、従前より、被害者である女性の過去の男性関係が問題にされたり、女性の側の落ち度が非難されることが繰り返し行われているが、司法手続をジェンダーの視点から見直し、性犯罪が女性に対する暴力であり、人間の尊厳を冒す人権侵害であるという認識を深めるための方策を早急に実施する必要がある。

3．家庭内における性的虐待

家庭内における性的虐待に関しては、本取りまとめの指摘するとおり、その特性に着目した処罰を検討すべきである。

しかし、刑罰規定の整備だけでは十分な対応とは言えない。

性犯罪の被害者は、身体に怪我をしていたり、性病の罹患や妊娠などの危険もはらんでいる。また、精神的打撃も大きく、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）の症状が起こったり、あるいは住居を替えざるを得なくなるなど経済的・社会的に大きな打撃を受ける場合もある。従って、被害直後の適切な医療的ケアが必要なことは勿論、その後の精神的ケアやサポート、生活の自立への援助も必要である。国の責任において、性犯罪被害者をケアする総合的な施策を具体的に検討し、早急に実施する必要がある。

4．セクシュアル・ハラスメント

本取りまとめには、セクシュアル・ハラスメントに関する言及が全くない。

セクシュアル・ハラスメントの被害は深刻であるが、多くは表面に現れず、職場、教育現場など、社会の様々な分野で蔓延している。セクシュアル・ハラスメントは社会のあらゆる場における男女の不平等と力関係の差を背景に起こりうるものであるから、その除去のためのプログラムが必要である。例えば、教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、全国的な実態把握を早急に行うとともに、国または地方公共団体において、各学校に対して苦情処理窓口の設置及び教職員を対象とした研修などの対策を講じるよう指導すること、教育現場におけるジェンダー・フリーの取り組み等を進めなければならない。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するためには、使用者の配慮義務の徹底にとどまらず、明確な禁止規定と被害者の迅速、適正な救済のための機関の創立、制度の整備などが必要である。

「3 個別の国際規範・基準の取り入れ・浸透 (1)女子差別撤廃条約 ウ 人身取引(トラフィッキング)」について

本取りまとめの指摘する人身取引の防止のための国内法の整備に賛成である。

一度生じた人身売買被害を完全に回復することは不可能であるから、とりわけ予防が重要な意味をもつ。医療、カウンセリングなど被害者保護のための施策が不可欠であることはもとより、人身売買を防止し、抑止し、被害者を再度の被害から保護する為の包括的な政策を早期に実現する必要がある。

「3 個別の国際規範・基準の取り入れ・浸透 (1)女子差別撤廃条約 エ 女子差別撤廃条約選択議定書」について

女性差別選択議定書が定める個人通報制度は、本取りまとめの指摘するとおり、女性差別撤廃条約の実施を効果性あらしめるものとして大きな期待ができるものである。司法権の独立との関係で指摘されている問題点に関する検討を尽くし、同議定書を早期に批准するべきである。

「3 個別の国際規範・基準の取り入れ・浸透 (2)ILO条約」について

ILO条約は、国際最低労働基準であり、公正な労働基準を実現するためには、批准した条約はその定着を図り、具体的に実施していくための実効的な措置をとる必要がある。ところが、既にILO100号条約については、これを批准しているにもかかわらず、男女賃金格差は先進国では最大で、その解消が進んでいない。女性差別撤廃委員会の2003年8月の最終コメントで指摘されているように、直接及び間接差別を含むあらゆる差別を禁止する規定を法律上明記する必要があり、均

等法指針も改正する必要がある。ILO 156号条約についても、長時間労働の改善など、一般労働者の労働条件を再度見直し改善する必要があり、家族的責任を有する労働者の特別措置についても一層の改善が必要である。

また、批准していない条約については、何が障害なのかの具体的な検討と、法整備も含めた批准のための措置をとるべきである。未批准のILO 111号条約（差別の禁止）、175号条約（パート労働者の均等待遇）、183号条約（産前産後休暇等）については、批准及び国内法の整備が必要である。

以 上